

第5章 活用計画

1 公開・活用の基本方針

旧関川家住宅の公開・活用については、建造物としての価値の保存・継承と、庭を含めた土佐藩の郷土・豪農の典型的な住宅遺構としての空間構成を活かした公開・活用を円滑に促進するため、以下の基本方針を定める。

(1) 文化財の価値と魅力の公開

旧関川家住宅は、土佐藩の郷土・豪農の佇まいを見せる、本県平野部における大型農家の典型的な文化財建造物であり、現在資料館として一般公開をしている。今回の整備にあわせて、土佐藩における郷土・豪農の住宅遺構としての文化財の価値と魅力を幅広い年代層や外国人見学者により分かりやすく伝えられるよう、展示解説方法等を工夫し、整備完了後も引き続き資料館として公開を行う。

(2) 文化財の特性を活かした活用

近世後期の土佐における郷土・豪農の屋敷構えや生活空間といった、旧関川家住宅の歴史的空間を活かしたイベント等の実施を検討するとともに、近隣にある国指定重要文化財を擁する土佐神社等とも連携し、本市一宮地区における歴史観光拠点としての活用を目指す。

(3) 地域の文化財としての活用

旧関川家住宅は、土佐における郷土・豪農層の歴史を今に伝える貴重な文化財であり、文化財が存する一宮地区の住民を始め、より多くの市民が「地域の宝」「地域の誇り」として感じることができるよう、まちづくりや地域の学校との連携も視野に入れた、文化財の新たな役割や価値を見いだす取組を目指す。



写真 5-1 主屋「ざしき」を使用しての
イベント「いろりばたのお話会」開催の様子

2 公開計画

(1) 公開方法

旧関川家住宅は、土佐藩の郷土・豪農の佇まいを見せる、本県平野部における大型農家の典型的な文化財建造物であり、整備完了後も引き続き「高知市旧関川家住宅民家資料館」として広く一般に公開する。

- ・ 開館日 毎週水曜日と年末年始を除く日
- ・ 開館時間 午前9時から午後4時まで

なお、資料館の運営業務については外部委託とする。また、文化財の価値や魅力を分かりやすく伝えるための新たな工夫として、従来の解説の他、保存技術工法の解説や多言語での解説等の追加も検討する。

(2) 公開範囲

① 建造物の公開

重要文化財に指定されている建造物（主屋、道具倉、米倉、表門、水屋、裏門）を公開範囲とし、自由見学若しくは管理人による案内及び解説を行う。

② 敷地内の公開

敷地内の前庭、南庭（ざしき）、南庭（ようのみ）、中庭、屋敷林、北庭、東庭、庭を公開範囲とし、原則自由見学とする。

なお、新たに整備を予定している管理棟又は管理スペースについては、敷地の景観に配慮した意匠とするとともに、来訪者用トイレや、インタープリテーション（解説やイベント体験等を通して文化財の価値やその歴史等の理解を深める行為）スペース等の設置についても検討する。インタープリテーションスペースでは土佐藩の郷土・豪農の典型的な住宅遺構としての文化財の価値と魅力を伝える。また、保存技術に関する展示物に実際触れてもらうなどの身体のみならず視覚・聴覚にも配慮したバリアフリーを取り入れた展示を検討する。

③ 関連資料等の公開

現在、主屋、道具倉及び米倉では、民具等を保管している。これらを文化財の理解を深める関連資料として紹介できるよう、展示方法を工夫する。



写真 5-2 米倉内の現状 民具の保管状態

3 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

活用に伴い遵守すべき法規等は以下のとおりである。

① 文化財保護法

重要文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。

旧関川家住宅の主屋，表門，道具倉，米倉の四棟及び敷地内の水屋・裏門を含む宅地 1,611.53 平方メートルも重要文化財に指定されている。

② 建築基準法及び関係法令

重要文化財（建造物）に指定されている建物の保存修理に係る内容については、建築基準法第 3 条に基づき摘要除外である。ただし、公開その他活用においては不特定の利用者を対象とするので、建築構造上の安全性を考慮する。

③ 消防法及び関係法令

重要文化財（建造物）に指定されている建物は、消防法施行令別表第 1 の（17）項に指定されている防火対象物に該当する。ただし、特定防火対象物には該当しない。

④ 県福祉条例（高知県ひとにやさしいまちづくり条例及び同条例施行規則）

条例施行規則別表第 1 より該当しない。文化財価値を損なわない範囲で条例第 14 条第 1 項，同条例施行規則別表第 2 に定める整備基準に配慮する。

(2) 旧関川家住宅へのアクセス

公共交通機関を利用する場合は、JR 高知駅バスターミナルからとさでん交通株式会社が運行するバスに乗車し、最寄りのバス停留所である「自動車学校前」若しくは「一宮神社前」にて降車の後、徒歩での来訪となるが、バスの運行便数が少ないため、利便性は低い。また、旧関川家住宅は県道一宮はりまや線沿いに位置しており、タクシーやレンタカー、自家用車といった自動車によるアクセスは良好であるが、専用の駐車場がないため、タクシー以外の自動車による利便性も低い状態である。

今後は、公共交通機関によるアクセスを基本とし、アクセス方法等について更なる周知や周辺の重要文化財（土佐神社）などとの連携を図るとともに、駐車スペースの確保やイベント実施時の臨時バス等の運行についても検討する。

(3) 建築計画

① 平面計画

ア 主屋

- ・ 開館時間中は内部・外部とも常時公開とし、見学自由とする。
- ・ いろいろのある「いま」については、定期公開とは別に、イベント（地域の歴史学習会等）等が行える空間としての活用を検討する。

イ 道具倉・米倉

- ・ 開館時間中は原則外部のみを公開とする。
- ・ 内部の開放は、一定の立入禁止区域を設けた上で扉を開放する等、安全性の確保を行って公開する方法を今後検討する。

ウ 表門・裏門

- ・ 開館時間中は常時開門し、出入り自由とする。

エ 水屋

- ・ 開館時間中は常時公開とし、見学可能とする。
- ・ 給排水設備を更新し、使用可能とする。

オ 便所

- ・ 調査を行い、改築又は解体について協議の上、整備を実施する。

カ 管理棟

- ・ 現管理棟は解体し、更新する。その際には、試掘又は発掘調査の実施を検討する。
- ・ 敷地の景観に配慮した意匠とし、新たに来訪者用トイレを設置する。
- ・ 管理機能を持たせるだけでなく、インタープリテーションスペースとして土佐藩の郷土・豪農の典型的な住宅遺構としての文化財の価値と魅力を伝える場所の設置を検討していく。

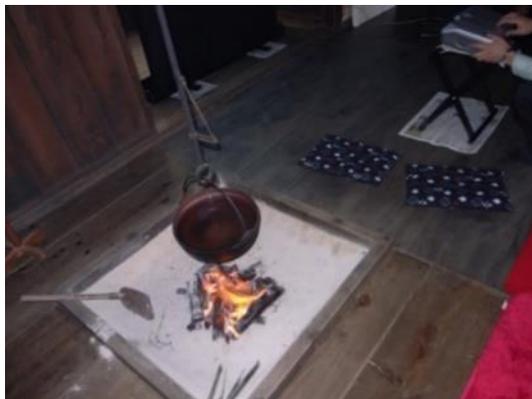


写真 5-3 いろりを使って
「一宮の昔を語る会」の写真から

② 動線計画

敷地内に駐車場を確保できていないことから、徒歩での来訪を基本とする。県道一宮はりまや線から旧関川家住宅を来訪する場合、県道に面した裏門の方がアクセスは容易であるが、本来の動線ではないため、住宅街の中にある市道一宮 105 号線に面した表門からのアクセス方法について、更なる周知が必要である。

公開時、表門又は裏門から入場後、一旦管理スペースに誘導する。管理スペースより生け垣に沿って主屋へ誘導した後は、敷地内を自由散策とする。なお、裏門から一度県道へ出て、米倉や道具倉の外観を觀賞する動線についても検討する。



凡例	
 外部公開	
 内部公開：活用	
 内部公開	 外部公開ルート
 管理使用	 内部公開ルート

図 5-1 公開経路図

③ 施設等整備計画

ア 保存管理に関する施設等

a 管理施設

資料館の日常的な維持管理や開閉，来訪者の希望に応じた誘導や解説等を行う管理人が常駐し，旧関川家住宅の警備や防災に関する設備を設置する管理棟施設については，現施設の解体・更新，又は建造物内部への管理スペース設置について検討する。なお，更新の際には新たに来訪者用のトイレを設置するとともに，インタープリテーションスペース等の設置についても検討する。

b 消防設備

防災計画に基づき，自動火災報知装置設備や消火設備等を整備する。また，必要に応じて避雷設備の設置について検討する。また，消火設備全体の更新を図っていくよう検討する。

c 防犯設備

防犯計画に基づき，機械警備システム等の防犯設備を整備する。また，必要に応じて盗難等の被害を防ぐための監視カメラ設置について検討する。

d 耐震設備

令和3年度実施の耐震基礎診断の結果を受け，耐震補強案の策定を行った上で，必要に応じて耐震設備の設置を検討する。

e 給排水設備

老朽化した水道施設について，体験イベント等に利用できるよう，再整備を検討する。

イ 公開・活用に関する施設等

a 案内板・解説板

- ・ 敷地内の案内板・解説板が老朽化しており，読みづらい。また，案内表示が十分ではなく，来訪者への動線が分かりにくいことから，敷地内の景観への影響を考慮し，設置方法やデザイン・色調等には十分配慮した上で，新たに設置する。
- ・ 文化財の魅力を伝えるため，保存技術の工法なども分かるような解説板の設置や，児童・生徒及び外国人向けの解説板の設置等について検討する。
- ・ この案内板・解説板の設置により，来訪者への文化財への理解をより高めることができる。

b 来訪者用トイレ

- ・ 現在来訪者用トイレがないため，管理棟の更新にあわせて新設する。

c インタープリテーションスペース

- ・ 現在，インタープリテーションや休憩等が可能な場所がないため，管理棟又は管理スペースの更新に合わせて，インタープリテーションスペースの設

置について検討する。

- ・ 当該スペースにおいて、少人数でのイベント等も可能とする整備方法を検討することで、文化財としての価値と魅力発信の機会増及び歴史的観光拠点としての機能充実が図られ、来訪者数増に繋がるものとする。

d 施設のバリアフリー化

- ・ 文化財の維持管理や意匠に配慮した方法を用いて、アクセス動線を総合的に検討し、手摺や敷地内へ車椅子が入れるような装置等の設置とともに多様な価値を伝えることができるようなバリアフリー化についても実施可能な範囲で検討する。
- ・ インタープリテーションスペースについてもバリアフリー化を検討する。
- ・ 案内板への点字表記や保存技術に関する展示物に実際触れてもらうなど、展示方法についてもバリアフリー化を検討する。

e 展示設備

- ・ 主屋には、文化財の価値や魅力、保存技術の工法等が分かる解説パネルの設置を検討する。
- ・ 道具倉及び米倉には、関川家に伝わる民具等や、理解を深めるための解説パネル等の設置について検討する。
- ・ 児童・生徒や外国人向けの解説パネルの設置も検討する。

f 照明設備

- ・ 文化財の維持管理や意匠に配慮した照明設備等の設置について検討する。
- ・ 新たに設置する照明はLED照明を基本とし、必要最小限の規模とする。

g 火器類の使用

- ・ 防災面の観点から、建造物内において暖房器具は設置しない。
- ・ 主屋にある「いろり」の使用については、文化財の安全管理上の問題点を踏まえた上で検討する。

e 保全区域

- ・ 庭及び屋敷林で構成される保全区域については、見学の動線上にあることから、良好な景観を維持するため、雑草及び樹木等については適宜草刈りや剪定等を行う。

(4) 外構及び周辺整備計画

① 外構及び周辺

土地指定範囲の南側と西側の一部で隣接している民有地との官民境界については、昭和63年8月15日作成の地積測量図等で確認が取れている。今後は、隣接地へ越境する樹木等について適宜剪定を行う。

② 駐車場

現在は専用の駐車場が確保できておらず、敷地西側の僅かなスペースに数台駐車をしている状態である。敷地内には駐車場として整備するスペースはなく、また、敷地の四方を県・市道及び民有地（宅地）で囲まれていることから、敷地周辺での駐車場用地の買収や借地も困難な状況である。

そのため、旧関川家住宅への来訪は公共交通機関又はタクシーの利用を基本とし、そのアクセス方法の周知に努めるとともに、近隣の公共施設や文化財の所有者等との事業連携等による駐車場の確保についても検討する。

(5) 管理・運営計画

① 基本方針

現在、「高知市旧関川家住宅民家資料館」の管理・運營業務については、外部団体に委託をしており、今後もこの外部委託を基本とする。

② 管理体制

開館時間中は管理人が常駐し、日常的な維持管理や資料館の開閉、来訪者の希望に応じて案内や解説を行う。また、台風等災害時には保全のための応急措置を行うとともに、本市職員へ連絡を行う。

③ 今後の計画

今後は、来訪者への案内や解説方法を始め、文化財の日常的な維持管理や災害時の対応等も含めた運営管理マニュアルを作成し、運營業務の安定化と充実を図る。また、より文化財の理解と利用の促進が期待できる業務委託とするため、旧関川家住宅の歴史的空間を活かした各種イベント実施の追加等、運營業務内容の変更等についても検討を行う。

4 実施に向けての課題

旧関川家住宅の公開・活用の実施に向けて、今後は耐震診断に基づく耐震性能の把握と、耐震性能に対する対処方針を明確にし、保存管理計画に基づく修理計画を検討した上で改修工事を実施する必要がある。また、効率的かつ効果的な管理・運営体制の在り方を検討するとともに、活用計画については中期的な展望を持ち、市民等からの提案や要望等も取り入れながら、活用計画の見直しが必要とされる場合は、適宜計画の再検討を行う。

今後も公開・活用の実施における課題として検討を行い、可能な範囲で実現を目指す。